

令和3年度 事業計画書

I 運営方針

公益財団法人として、年金受給者の福祉の増進と経済的救済に寄与することを目的として各事業を実施する。

なお、年金担保貸付事業の最終年度を迎え、「年金担保貸付終了後における当協会のあり方検討委員会」報告書に基づき、当協会の今後の事業運営にあたる。

信用保証事業は、(独)福祉医療機構と協議のうえ、令和8年(2026年)4月末までに保証業務を終了させ、住宅団信事業は、厚労省、(独)福祉医療機構と連携して、早期に他の団体に事業を譲渡する方向で進める。

II 事業実施計画

1 信用保証事業

(1) 信用保証事業の適切な実施

(独)福祉医療機構が行う公的年金受給者の受給権を担保とする融資に係る債務の保証事業については、つぎのとおり実施する。

① 新規利用件数・保証引受額

令和3年度の年金担保貸付及び労災年金担保貸付の信用保証事業については、これまでの保証実績及び事業廃止予定にかかる影響等を踏まえ、新規利用件数は、27,034件、同保証引受額は、139億円を見込むこととする。

区 分	平成29年度	平成30年度	2019年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (計画)
新規利用件数	77,800件	74,332件	62,802件	41,591件	27,034件
保証引受額	394億円	386億円	323億円	213億円	139億円
対前年度比(額)	77.9%	98.0%	83.7%	65.9%	65.0%

(注) 新規利用件数、保証引受額は、2019年度まで実績。

参考：福祉医療機構 年金担保・労災年金担保貸付実績・予算

区 分	平成29年度	平成30年度	2019年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (予算)
新規貸付件数	77,805件	74,335件	62,806件	38,990件	58,773件
貸付金額	394億円	386億円	323億円	208億円	310億円
対前年度比(額)	77.9%	98.0%	83.7%	64.4%	149%

(注) 新規貸付件数、貸付金額は2019年度まで実績、令和2年度は、予算作成時の見込み数字。

② 保証履行額

令和3年度の保証履行(計画)は、これまでの保証履行実績等を勘案し、件数で3,215

件、金額で 826 百万円を見込むこととする。

(保証履行状況の推移)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度 (見込)	令和 3 年度 計画
件 数 (前年度比)	4,679 件 (82.5%)	4,260 件 (91.0%)	3,659 件 (85.9%)	3,332 件 (91.05%)	3,215 件 (96.5%)
金 額 (前年度比)	1,341 百万円 (80.3%)	1,147 百万円 (85.5%)	984 百万円 (85.5%)	880 百万円 (89.46%)	826 百万円 (93.9%)
単 価 (前年度比)	287 千円 (97.0%)	269 千円 (93.7%)	269 千円 (100%)	264 千円 (98.1%)	257 千円 (97.3%)

③ 保証料

当該事業については、厚生労働省の指導から、基本財産を取り崩すことなく当該事業の安定的運営を確保する必要があり、令和 3 年度は、前年度と同じ 23 円（対万円/月）とする。

(保証料の推移)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	2019 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保証料	16.90 円	15.20 円	15.20 円	16.90 円	18.40 円	21 円	23 円	23 円
年率換算	2.03%	1.82%	1.82%	2.03%	2.21%	2.52%	2.76%	2.76%

(注) 保証料は、対万円/月

(2) 求償債権の回収業務

死亡以外の理由で当協会が求償権を取得した債権の回収業務については、平成 20 年 4 月より一部の債権について、サービサー（債権回収会社）に委託してきたが、その費用対効果等を鑑み、今後においても引き続き、サービサーに委託する。

(3) 調査研究

年金受給者の福祉の増進に寄与するための調査研究については、令和 3 年度も引き続き実施しない。

(4) 金融機関に対する訪問連絡活動

従来、年金担保貸付の取扱い金融機関に対して、信用保証制度等に関する意見等の聴取のため、訪問活動を実施してきたが、その必要性を鑑み、令和 3 年度も引き続き実施しない。

2 債務引受事業及び団体信用生命保険加入事業

(1) 年金住宅融資に係る債務引受事業

債務引受事業については、平成2年以来、新規利用者はいないが、令和3年度も引き続き、制度の利用が可能な状況を維持する。

(2) 年金住宅融資に係る団体信用生命保険加入事業

同事業については、現在の特約料で、期間損失が発生したとしても、剰余金でまかなえるため、令和3年度においても、引き続き、特約料を据え置き、事業を実施する。

なお、この事業については、検討委員会報告書に基づき、厚労省、(独)福祉医療機構と連携して、早期に他の団体に事業を譲渡することを進めているところである。

		団 体 別		
		一般事業主	労栄協会	兵庫生協
特約料 (対万円/月)	2020 年度	6.49 円	8.42 円	10.31 円

3 その他

・厚労省、(独)福祉医療機構との定期打ち合わせ会の実施

年金担保貸付の信用保証事業の終了を見据え、当協会の安定的運営のためには、厚労省、(独)福祉医療機構とのこれまで以上の密接な連携が必要になることから、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しながら、月1回程度の定期的打ち合わせ会を実施する。